

京都消防ヘリポート会議用ブース等の購入仕様書

京都市消防局総務部施設課

(担当 岩船、横山 075-212-6647)

第1 総則

1 本仕様書の目的

本仕様書は、会議用ブース、少量危険物庫及び物置（以下「会議用ブース等」という。）を購入して、京都消防ヘリポート敷地内に設置することを目的とし、これら物品の購入等に関する要求事項を明確にし、競争入札を適正かつ円滑に実施するために定める。

2 適用範囲等

本仕様書は、京都市が発注する「京都消防ヘリポート会議用ブース等の購入」に適用される。納入者は、本仕様書の内容を遵守するとともに、関連法令、京都市の条例、その他指示事項に従わなければならない。

また、今回設置する会議用ブース等は、その機能性及び設置状況から、関連法令に基づき所定の手続を適切に実施することが求められる。このため、物品の搬入及び設置に加え、適用される関連法令に基づく所定の手続（確認、届出、検査等）に必要な一連の業務を、本仕様書で要求する物品購入の範囲に含めるものとする。納入者は、これらの手続を自己の責任と費用負担において実施し、発注者が求める物品の適法な納入を確実に行うこと。

3 納品期限

令和9年3月15日（月）

4 法令等の遵守

納入者は、次に掲げる関連法令のほか、京都市の契約規則等を遵守して実施するものとする。

- (1) 消防法
- (2) 建築基準法
- (3) 都市計画法
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (5) 土壌汚染対策法
- (6) 京都市火災予防条例
- (7) 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例
- (8) その他関係法令及び京都市関係条例

5 守秘義務

納入者は、業務上知り得た情報について、発注者の了承を得ずに他に漏らしてはならない。

6 提出書類

納入者は、物品納入の着手にあたり業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承諾を受けるものとする。

7 資料提供

本業務に必要な資料のうち、発注者の所有するものは納入者に貸与するが、その取扱いには十分注意すること。また、履行完了後は速やかに発注者に返却するものとする。

8 損害の賠償

納入者は、本業務遂行中に発注者及び第三者に損害を与えてはならない。万が一、損害を与えた場合には、直ちにその状況及び内容を発注者に報告し、発注者からの指示に従うものとする。

第2 納入物品の概要

1 設置場所

京都市伏見区横大路千両松町 京都消防ヘリポート敷地内（別添1 参照）
（詳細な納品位置は別途指示する。）

2 納入物品一覧

(1) 会議用ブース

職員の打合せ、会議、作業スペース等として利用可能な、断熱性能・遮音性能を有するプレハブ式の製品。別添2 の外観・形状を基本とし、床面積約40 m²のものとする。

(2) 少量危険物庫

消防法に定める少量危険物を安全に保管するための、関係法令に適合した構造・仕様のユニット型の製品。別添2 の外観・形状を基本とし、床面積約6 m²の製品を選定すること。詳細仕様にあっては、第3 2に掲げる仕様を基本とするほか、消防機関との協議結果を踏まえて確定させること。

(3) 物置（大）

資材等の保管を目的とした、堅牢な構造のユニット式の製品。別添2 の外観・形状を基本とし、床面積約10 m²の製品を選定すること。

(4) 物置（小）

資材等の保管を目的とした、堅牢な構造のユニット式の製品。別添2 の外観・形状を基本とし、床面積約5 m²の製品を選定すること。

3 数量

各1 式

第3 要求仕様

1 会議用ブース

(1) 構造・仕様

堅牢な構造（断熱材内蔵パネル構造等）とし、十分な強度及び耐候性を有すること。

(2) 寸法

別添2の外観・形状を参考とすること。寸法にあつては、X軸方向：約7.2m、Y軸方向：約5.4mを基本とし、床面積約40㎡となるよう調整すること。また、標準天井高は約2.6m以上とする。

(3) 内部仕様

ア 床

構造用合板等の下地の上に、耐摩耗性及びメンテナンス性に優れた高耐久の長尺塩化ビニル樹脂系シート又はタイル・タイルカーペット仕上げとし、所定の歩行強度と断熱性を確保すること。

イ 壁・天井

化粧石膏ボード又は化粧吸音板及びビニルクロス貼り仕上げとし、天井裏・壁体内には所定の断熱材を敷設すること。

ウ 照明

LED照明器具とし、十分な照度を確保できるものとする。

エ 換気設備

ブース内が十分に換気できる換気設備を備えること。

オ 壁付コンセント

ブース内に2口コンセント（最大容量：15A）を3箇所以上配置すること。

カ 電設用スリーブ

電設用スリーブを壁体に1箇所備えること。

(4) 出入口

ア 防犯性及び耐久性に優れたアルミ製又は鋼製建具とすること。

イ 有効開口幅は80cm以上とし、バリアフリー性能を満たすものであること。

(5) 外装・屋根

耐久性・耐候性に優れた窯業系又は金属系サイディング外壁及び高耐食性ガルバリウム鋼板又は折板葺きとし、所定の防火・断熱・遮音性能を確保すること。

2 少量危険物庫

(1) 基本

ユニット式のものとし、消防法令等関係法令に適合させた製品を選定すること。

(2) 寸法

別添2の外観・形状を参考とすること。寸法にあつては、X軸方向：約3m、Y軸方向：約2mを基本とし、床面積約6㎡の製品とすること。また、標準天井高は約2.4m以上とする。

(3) 仕様

ア 構造部材

不燃材料とするとともに、床にあつては、コンクリート舗装等の浸透防止措置を講じ、適当な傾斜及びためますを備えること。

イ 照明

耐圧防爆型LED照明器具とすること。

ウ 換気設備

可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に強制的に排出する設備を備えること。

エ 棚

容器を貯蔵するための棚を備えること。設置範囲は長辺の一边とし、段数は二段とする。また、設置に当たっては、溶接等による壁面への固定及び落下防止用柵の設置等により、京都市火災予防条例に適合した仕様とすること。

オ 開口部

窓、出入口その他の開口部には、防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）を採用すること。

なお、防火戸にガラスを用いる場合は、網入ガラスを用いることとすること。

カ 消火器

消防法施行令第10条第1項第4号の規定に基づき消火器を設けること。

キ 標識及び掲示板

京都市火災予防条例の規定に基づき必要な標識及び掲示板を設けること。

3 物置（大）

(1) 構造・仕様

堅牢な構造とし、十分な強度及び耐候性を有すること。

(2) 寸法

別添2の外観・形状を参考とすること。寸法にあつては、X軸方向：約5m、Y軸方向：約2mを基本とし、メーカーが標準的に供給できるユニットサイズのものとする。また、標準天井高は約2.4m以上とする。

(3) 開口部

操作しやすい引き戸とし、施錠ができる機構を有すること。

(4) 外装・屋根

耐候性、耐久性のある外装材、防水性の高い屋根材とすること。

4 物置（小）

(1) 構造・仕様

堅牢な構造とし、十分な強度及び耐候性を有すること。

(2) 寸法

別添2の外観・形状を参考とすること。寸法にあつては、X軸方向：約2.5m、Y軸方向：約2mを基本とし、メーカーが標準的に供給できるユニットサイズのものとする。また、標準天井高は約2.4m以上とする。

(3) 開口部

操作しやすい引き戸とし、施錠ができる機構を有すること。

(4) 外装・屋根

耐候性、耐久性のある外装材、防水性の高い屋根材とすること。

第4 設置条件

当該場所は廃棄物最終処分場跡地に存するため、全ての納入物品について、次の条件を満たす設置方法とすること。

- (1) 水平を保ち設置すること。
- (2) 基礎設置のために敷地の加工が必要となる場合、その加工部分の深さは50cm未満とすること。
- (3) 設置に伴う増加荷重は20kN/m²以下とすること。

第5 関連法令への対応

1 各種必要手続き関係

- (1) 納入者は、設置する物品が関連法令に基づく手続きを必要とする場合、自己の責任と費用負担において実施するものとする。
- (2) 発注者は、申請及び検査に必要な書類（登記関係、土地使用承諾等、発注者が提供できる範囲のもの）について、必要に応じて協力するものとする。
- (3) 納入者は、手続きに必要な図面、構造計算書、各種証明書類等を遅滞なく提出すること。
- (4) 関連法令に基づく確認が完了し、確認完了を証する書類等が発行されるまで、物品の引渡しは完了しないものとする。
- (5) 納入者は、京都市内において1級建築士事務所を有しており、各種の必要手続きの経験及び当該手続きに確実に対応できる能力を持ち合わせていること。

2 各種法令への適合

設置される各物品は、第1-4に掲げる各種法令等をはじめとした関係法令、京都市の条例、その他関連法令等に適合しなければならない。

第6 納入関係

1 設置範囲

工場等で製作された物品の搬入、並びに、本仕様書に定める機能を実現するための部品の組み込み、接続、調整及びその他の所要の作業を含む。

2 支持・床下等

地盤状況、物品の重量、構造等に基づき、適切な支持方法を選定のうえ実施すること。
なお、実施の際には、上記第4の内容に十分留意すること。

3 設置手順

安全かつ効率的な計画により、発注者の指示に従って物品の設置・立上げを進めること。

4 清掃・安全管理

設置に伴う周辺への影響（騒音、振動、飛散物等）を最小限にするための養生措置を講じること。関係者及び第三者の安全確保のため、安全管理計画を提出し、遵守すること。

5 搬入・設置

物品の搬入及び設置作業においては、安全かつ確実な方法で行うこと。

第7 引渡・検査

1 引渡条件

- (1) 全ての納入物品が仕様書のとおりに製作・設置され、正常に機能すること。
- (2) 関連法令に基づく確認が完了し、証明書が発行されていること。
- (3) 設置場所の清掃、片付けが完了していること。
- (4) 取扱説明書、保証書、その他必要書類一式が提出されていること。

2 検査基準

本仕様書に定める要求仕様、図面、関連法令への適合性を基準とする。

3 検査方法

発注者による目視検査、機能確認、性能確認、書類確認等によるものとする。

第8 その他

1 納入体制

納入者は、本物品の製造、搬入、設置及び関連法令手続きに精通した者を確保し、配置すること。

2 契約不適合責任

引渡し後、契約不適合（品質、数量、契約内容に適合しないなど。）があった場合は、民法（債務不履行・契約不適合責任）に基づく責任を負うこと。

3 提出書類

(1) 契約後

物品仕様書、工程表、安全管理計画書、関係法令に基づく手続書類一式。

(2) 引渡し時

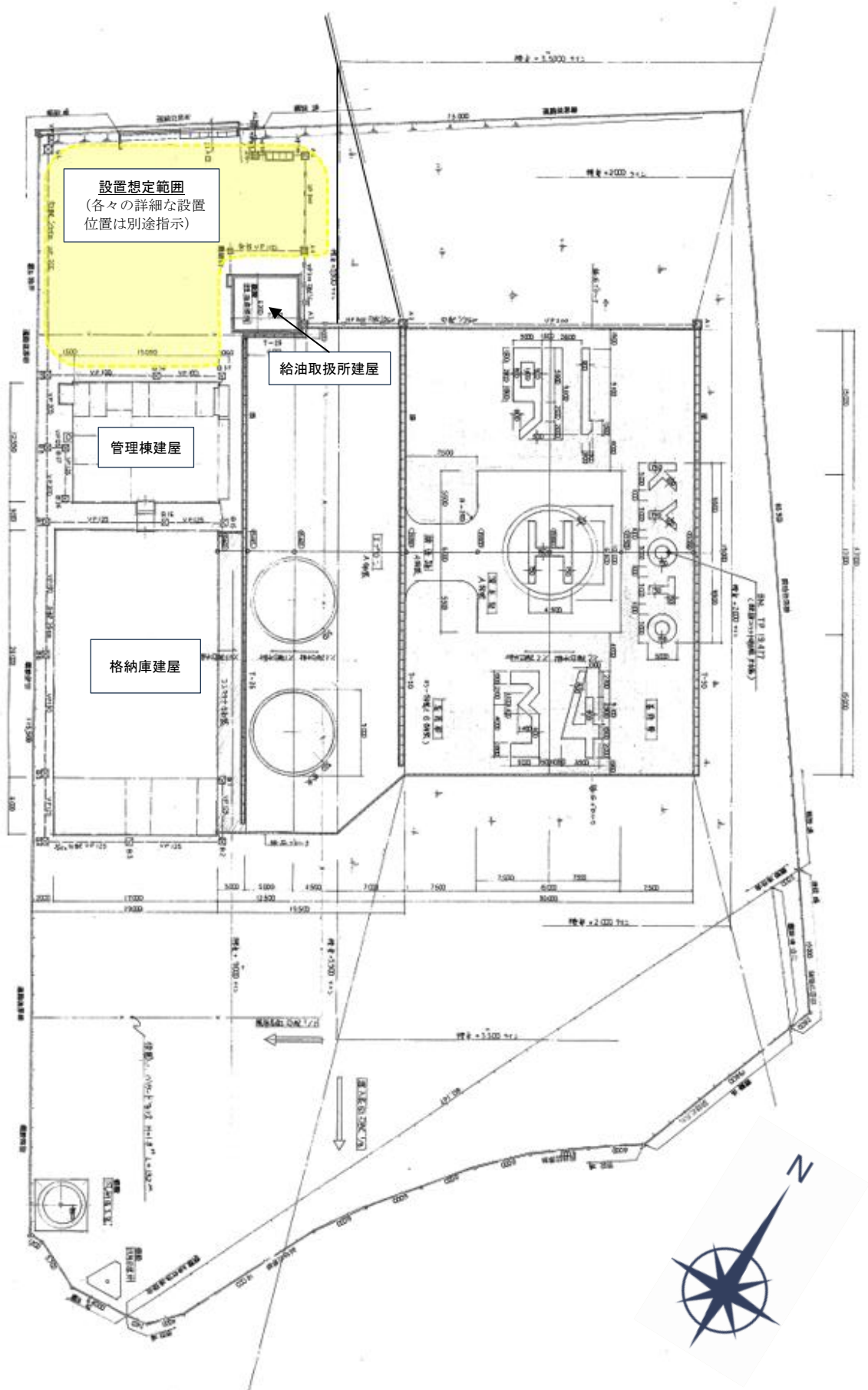
関連法規に基づく確認が完了したことを証する書類、取扱説明書、保証書、完了報告書。

別添1

1 付近見取図

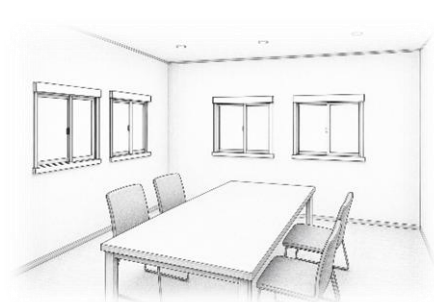
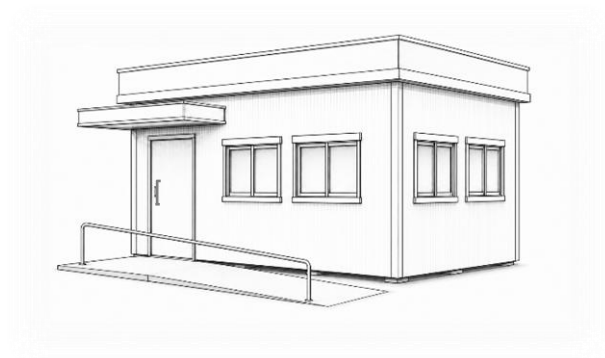


2 敷地図



別添 2

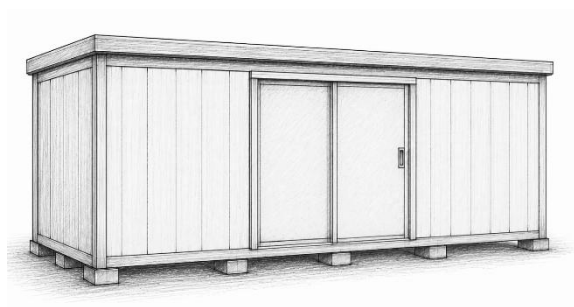
1 会議用ブース外観及び内部参考図



2 少量危険物庫外観参考図



3 物置（大）外観参考図



4 物置（小）外観参考図

